

総合評価書要旨

1. 評価対象施策

子ども・若者育成支援の総合的推進

2. 評価対象期間

平成 28 年度から令和 2 年度

3. 施策の目的

全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会の実現を目指す。

4. 評価結果の概要

大綱に掲げられた施策の実施状況やその効果等については、平成 31 年 4 月、全閣僚により構成される「子ども・若者育成支援推進本部」の下に有識者からなる「子供・若者育成支援推進のための有識者会議」(以下、「有識者会議」という。)を設置し、検証・評価を行った。それらにより把握した政策効果については、以下のとおり。

(1) 必要性

大綱の実施期間中、新型コロナウイルス感染症が発生するとともに、情報化、国際化、少子高齢化が急激に進行するなど、子供・若者を取り巻く状況は大きく変化した。多くの子供・若者は不安を高め、孤独・孤立が顕在化するとともに、児童生徒の自殺者数が令和 2 年に過去最多となるなど、状況は深刻さを増しており、子供・若者育成支援について、生命・安全の確保をはじめ、より一層の取組が必要となっている。

(2) 効率性

平成 22 年度以降、子若法に基づき大綱を策定し、施策を総合的に推進してきた。これにより、従前からの教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の分野縦割りの取組に「子供・若者の育成」という横串が入り、分野を超えた連携・協働が進んだ。

(3) 有効性

例えば、平成 30 年に実施したひきこもりの実態調査の結果については、新聞等で多数報道され、論文等にも多数引用されるとともに、関係省庁や地方公共団体における関連施策の企画・立案等の参考資料とされるなど、ひきこもりの実態や支援の必要性に対する認識を高め、支援の充実に向けた検討時の根拠となるデータを提供することができたと考えられる。

また、センター又は協議会が管内に複数設置されている都道府県数も年々増加しており、子供・若者への分野横断的な相談・支援体制の構築が進んできたと言える。

更に、研修についても、教育、福祉、医療、雇用、更生保護など多様なバックグラウンドを持つ者を広く対象として実施しているため、参加者からは、多角的な視点の獲得やネットワークの構築が図られるなど、有意義であるとの評価を受けている。このような点は、他省庁等で開催される研修に比べ有効性があると考えられる。

加えて、内閣府が毎年実施している「インターネットによる共生社会及び子ども・子育て支援に関する意識調査」において、「社会全体が一体となって青少年の健やかな成長を支える必要があると思う」とする人の割合は、平成30年度以降増加傾向となっており、広報・啓発面についても一定の有効性が認められる。

以上のようなことから、実施施策には有効性があると考えられる。